

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		施 - 役 - 13	
品名 又は 件名	令和元年度給汽設備性能点検整備	承認	令和元年 5月 9日
		作成	令和元年 5月 8日
		改正	
		作成部隊名	基地業務群 施設隊

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、令和元年度給汽設備性能点検整備について規定する。

(2) 引用文書等

建築保全業務共通仕様書（平成30年版）

2 役務に関する要求

(1) 履行場所

航空自衛隊防府南基地

ア 前期給汽設備器材配置図は、別図第1のとおりとする。

イ 後期給汽設備器材配置図は、別図第2のとおりとする。

(2) 履行期間

自 令和元年 6月17日 ～ 至 令和元年11月30日

ア 前期点検整備期間（基準）（1. 6. 17～1. 6. 21）

イ 前期性能検査期間（基準）（1. 6. 24～1. 6. 27（官側実施））

ウ 前期洗缶設備復旧（検査終了～1. 7. 31（予備日を含む。））

エ 後期点検整備期間（基準）（1. 10. 7～1. 10. 11）

オ 後期性能検査期間（基準）（1. 10. 15～1. 10. 18（官側実施））

カ 後期洗缶設備復旧（検査終了～1. 11. 30（予備日を含む。））

(3) 役務の内容

本役務は、前期及び後期給汽設備性能検査受検に伴う貯湯タンク及び熱交換器の整備を実施するとともに、官側が実施する前期及び後期性能点検時における立会及び各器材の復旧をするものである。

(4) 給汽設備規格等

ア 前期給汽設備性能検査受検器材

隊舎名	内容積 (m ³)	安全弁	備考
医務室	0. 575	25A	貯湯タンク
120号隊舎	1. 630	32A	貯湯タンク
食厨房	2. 284	32A	貯湯タンク
141号隊舎	0. 0964	25A (S) 25A (W)	熱交換器
基地プール	0. 235	40A (S) 40A (W)	熱交換器
132号隊舎機械室	0. 247	32A (S) 40A (W)	熱交換器

医務室	0. 1 0 4	3 2 A (S) 2 5 A (W)	熱交換器
-----	----------	---------------------	------

イ 後期給汽設備性能検査受検器材

隊舎名	内容積 (m ³)	安全弁	備考
第3浴場	1. 6 8 2	2 5 A	貯湯タンク
1 3 7 号隊舎	1. 6 6 5	2 5 A	貯湯タンク
第1浴場	2. 7 8 1	4 0 A	貯湯タンク
1 4 3 号隊舎	5. 5 9 2	4 0 A	貯湯タンク
1 8 7 号隊舎	1. 1 4 0	2 5 A	貯湯タンク
1 教群一般隊舎	0. 8 9 4	2 5 A	貯湯タンク

3 特記事項

- (1) 安全弁は、性能検査時に窒素ガスによる封鎖及び作動試験を実施するものとする（温水用安全弁の作動圧力0.5Mpa、蒸気用安全弁の作動圧力0.1Mpa）。
- (2) 分解清掃等を行った器材及び付属品は、性能検査後、監督官との調整により復旧するものとする。

4 品質保証

- (1) 監督官は、契約相手方の作業内容を適時確認し、作業についての監督を実施するものとする。
- (2) 検査官は、保守点検整備終了後、現場及び提出書類の確認をもって、完成検査を実施するものとする。

5 その他の指示

- (1) 契約相手方は、点検等の作業に先立ち役務関係書類を作成し、監督官の承認を受けるものとする。
- (2) 本作業に伴う雑材料、消耗品は、契約相手方の負担とする。
- (3) 本仕様書に明記なき細部箇所及び不明な点については、監督官との調整によるものとする。また、疑義等が生じた場合は、契約担当官との協議によるものとする。
- (4) 写真は、デジタルカメラによる撮影（カラー）を基準とし作業前、作業中、作業後及び監督官の示す場所を撮影し、アルバムに整理した上、提出するものとする。
- (5) 中間検査及び完成検査の写真撮影は、監督官の示す場所を撮影するものとする。
- (6) 契約相手方は、デジタルカメラで撮影したデータは、提出後、確実に消去するものとする。
- (7) 本役務に際し、建物その他器物等を破損した場合は、その一切を契約相手方負担において原形に復するものとする。
- (8) 契約相手方は、本役務に関わる作業において、事故防止のため安全等には万全の処置を講ずるものとする。
- (9) 契約相手方は、自ら雇用する従業員の中から現場代理人を選任させ、常に本点検役務に立ち合わせるものとする。

- (10) 契約相手方は、現場代理人にその日の作業が完了した後、監督官へ作業日誌を提出させるものとする。
- (11) 契約相手方は、ボイラー整備士免許を有する者を主任技術者として選任するものとする。
- (12) 現場代理人は、官側が実施する性能検査に立ち会うものとする。
- (13) 本役務の実施に伴う、各種器材の整備及び復旧の日程は、監督官との調整の上、工程表を作成するものとする。また、各種設備の中断が最小限になるよう留意するものとする。

(備考)

役務関係書類

- (1) 工事入門許可申請書及び入門者名簿
- (2) 現場代理人等通知書及び経歴書
- (3) 下請負者通知書一覧（必要な場合のみ）
- (4) 工程表
- (5) 役務完了通知書
- (6) 役務完了検査調書
- (7) 役務日報
- (8) その他、監督官が指示する書類